

## 「三条ひめさゆりネット」協定書

三条市医師会（以下「甲」という）と（以下「乙」という）  
とは、「三条ひめさゆりネット」及びそれに関連する業務について、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 「三条ひめさゆりネット」は、三条市内の医療機関、薬局、介護サービス事業所等が、正確な情報を迅速に共有し、医療と介護の連携強化を図るとともに、緊急時において、主治医との連絡が取れない場合等、担当訪問看護事業所、後方支援病院などが、ケアの記録や診療情報などをリアルタイムに確認することを目的とする。

（遵守すべき義務）

第2条 甲及び乙は、本協定の履行上知り得た相手方当事者及び事業の対象者に関する情報等について、本協定履行以外の目的に使用してはならず、相手方当事者の承諾なく第三者へ提供してはならない。

また、不測の漏洩を防ぐため、甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって当該情報を使用及び保管する責任を負う。本協定終了後といえども、甲又は乙が当該情報を保管している間は、本協定の効力を失わない。

- 2 甲又は乙が本協定の履行に必要なデータ、資料等を相手方当事者へ提供した場合、相手方当事者は、これらのデータ、資料等を複製せず、本協定の遂行上不要となったときは直ちに提供者にそれらのデータ、資料等を返却するものとする。
- 3 乙は、本協定の履行において甲の施設及び機器を利用する場合、善良な管理者の注意義務を果たすとともに、甲が別途定めた規則、規範等を遵守するものとする。
- 4 本協定履行のため甲が乙に貸与したタブレット端末、機器類及び提供した設備は、本協定に定める業務完了後速やかに甲に返却するものとする。
- 5 使用料及び操作機器類に関する費用等については、乙は、ICTを活用した情報ネットワークシステムに関する運用規定（別紙1）に従い甲に支払うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、当該業務が終了するまで有効に存続する。

（解除）

第4条 甲及び乙は、本協定の有効期間中といえども、相手方に対し、1か月前までに書面で通知することにより契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲又は乙は、相手方当事者に生じた損害を賠償する義務を負う。ただし、相手方当事者の損害が本協定の遂行と無関係に生じた場合、及び甲又は乙に故意又は過失がない場合は、この限りでない。

（別途協議）

第 6 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、誠意をもって協議決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 7 条 この協定に関する一切の紛争については、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲及び乙は、協定の証として本通を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 三条市南新保 6 番 43 号  
名 称 一般社団法人 三条市医師会  
代表者 会 長 水 野 春 芳 印

乙 所在地  
名 称  
代表者 印